

五所川原市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 本規約は、五所川原市（以下「本市」という。）が市民及び来訪者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する市民及び来訪者をいう。

(サービス内容)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへの接続及び本市が発信する市政情報等を閲覧することができる。

(利用料)

第4条 本サービスの利用料は無料とする。ただし、インターネット上で利用した有料サービスについては、利用者が負担するものとする。

(利用施設、利用場所及び利用日時)

第5条 本サービスを利用できる施設、場所及び利用日時は、市長が別に定めるものとする。ただし、災害時、イベント時等は必要に応じて利用日時を変更する場合がある。

(利用条件)

第6条 本サービスの利用は、本規約及び本市の委託する通信事業者等の定める利用上の注意に同意した者に対し認めるものとする。

2 利用者は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

3 利用者は、本サービスの利用に際し、次に掲げるものを準備するものとする。

（1）無線LANに接続できるWi-Fi機能及びWebブラウザを搭載した通信機器

（2）利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

4 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。

5 利用者は、本サービスの利用にあたり、利用端末からアクセスポイントまでの無線区間においては、悪意のある者に通信内容が傍受されるおそれがあることを理解した上で利用するものとし、本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限等の必要な対策は、利用者が行うものとする。

6 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(利用手続き)

第7条 利用者が本サービスを利用しようとするときは、本サービスに接続後、Webブラウザに表示される手順に従い、必要事項を入力し、利用するものとする。

(通信利用の制限)

第8条 本市は、本サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを行う等の接続制限を行うことができるものとする。

(利用者情報の記録及び利用)

第9条 本市は、次に掲げる目的のため、利用履歴を取得することができるものとする。

（1）本サービスの利用状況を調査する場合

（2）本サービス内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

（3）その他、本市が特に必要があると認める場合

2 本市は、取得した情報を本サービスの利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請対応等に利用できるものとする。また、箇所ごとの利用者数、利用時間帯、利用端末及び利用言語等に関する情報は、個人を特定できない情報に処理し、第三者の利用に供することができるものとする。

(禁止事項)

第10条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）本市又は第三者に不利益や損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

（2）本市又は第三者の財産、名誉、プライバシー等を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

（3）公序良俗に反する行為及び公序良俗に反するおそれのある行為

（4）誹謗中傷行為

（5）犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為

- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (8) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを作成、使用又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為
- (11) その他法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本市が不適切であると判断する行為
(利用資格の停止及び取消)

第11条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止又は取り消すものとする。

- (1) 第10条に規定する禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切であると本市が判断した場合
(運用の中止要件)

第12条 本市は、次のいずれかに該当する場合は、サービスの利用を中止することができるものとする。

- (1) 本サービスの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 地震、火災、洪水、停電その他の非常事態等が発生し、通常どおり本サービスの運用ができない場合
- (3) 本サービスの提供に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、本市が本サービスの提供を中止すべきと判断した場合
(免責)

第13条 本市は、本サービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本市は、第10条に該当する利用者の行為によって本市、利用者又は第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、一切の責任を負わないものとする。

3 本市は、第11条に規定するサービスの利用の停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

4 本市は、次に掲げる利用者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 利用者の端末のウィルス感染等による被害、データの破損及び漏えいによる損害
- (2) その他本サービスに関連して発生した利用者の損害

5 本市は、利用者が所有する端末の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、一切の責任を負わないものとする。

6 本市は、利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

7 本市は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができるものとする。

(規約の変更)

第14条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとする。

(補則)

第15条 本規約に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規約は、令和2年2月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年8月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年9月1日から施行する。